

保守用車両使用要領

最初制定 平成 17 年 7 月 1 日 電車部達第 17 号

最近改定 令和 5 年 6 月 28 日 交施 第 241 号 (局長決裁)

第 1 章 総 則

- 第 1 条 目 的
- 第 2 条 適用範囲
- 第 3 条 用語の意味
- 第 4 条 保守用車両の運行指示
- 第 5 条 保守用車両の指揮者、運転士及び転てつ器取扱者の指名

第 2 章 資格・講習

- 第 6 条 講習の実施者
- 第 7 条 講師の任命
- 第 8 条 資格の種類と認定条件
- 第 9 条 講習の実施
- 第 10 条 資格講習の種類及び内容
- 第 11 条 資格の承認及び講習修了証の交付と様式
- 第 12 条 資格の有効期限
- 第 13 条 資格の更新
- 第 14 条 資格の取消

第 3 章 運転細則

- 第 15 条 保守用車両の使用手続き
- 第 16 条 保守用車両運行前打合せ
- 第 17 条 保守用車両使用時の留意事項
- 第 18 条 保守用車両の使用時間
- 第 19 条 保守用車両の運転速度
- 第 20 条 照明灯及び回転灯
- 第 21 条 合図の種類と方法
- 第 22 条 使用区間内に複数運行する場合の注意
- 第 23 条 作業場所等を通過する場合の注意
- 第 24 条 駅を通過する場合の注意
- 第 25 条 使用区間を変更する場合の措置
- 第 26 条 停車及び格納時の処置
- 第 27 条 連結及び解除
- 第 28 条 分岐器を通過する場合の注意
- 第 29 条 転てつ器の取扱い
- 第 30 条 緊急時の措置

第 4 章 保守用車両検査整備基準等

- 第 31 条 定期検査
- 第 32 条 月例点検
- 第 33 条 始業前点検
- 第 34 条 保守用車両の規格及びその他
- 第 35 条 請負業者等が所有するモーターカー等の使用許可

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この要領は、保守用車両の使用手続き及び保安上の措置等を定め、保守用車両使用時における安全確保を目的とする。

(適用範囲)

第2条 保守用車両を線路において使用するときは、別に定めがあるもののほか、この要領によること。

別に定める主なものは、次のとおりである。

- (1) 横浜市高速鉄道線路閉鎖取扱規程（令和3年3月31日交通局達1号）
- (2) 横浜市高速鉄道運転取扱実施基準（平成14年3月交通局達第7号）
- (3) 請負工事等の営業線内安全作業要領（平成8年10月2日電車部達第24号）
- (4) 安全作業要領（令和元年12月20日交施第765号）
- (5) 可動式横取り装置取扱い要領（令和元年8月27日交施第395号）

(用語の意味)

第3条 この要領における用語の意味は、次のとおりとする。

用 語	意 味
保守用車両	モーターカー、特殊作業車、トロリ及び普通作業車の総称 (保守用車両の定義は図-1を参照)
大型保守用機械等	レールから容易に取り外すことができない保守用車両
ト ロ リ	レールから容易に取り外すことができるトロ、ハンドカー及び軌道自転車 の保守用車両
ト ロ	手押し又はモーターカー等の牽引により、資材運搬ができる保守用車 両
モーターカー等	運転士の資格を必要とするモーターカー、特殊作業車及び軌道自転車
モーターカー	軌道上を走行するための自走装置を有し、人間輸送用又は普通作業車 を牽引して作業を行う特殊作業車以外の大型保守用機械等
大型モーターカー	自重が10t以上のモーターカー
小型モーターカー	自重が10t未満のモーターカー
特殊作業車	軌道上を走行するための自走装置を有し、自車が作業を行うモーター カー以外の軌道検測車、マルチプルタイタンパ等の大型保守用機械等
普通作業車	モーターカーの牽引等によって、軌道上を走行する軌道内作業車、レ ール運搬車等の大型保守用機械等

軌道自転車	自走装置を有し、軌道上を走行することができ、容易に軌道上から取り外すことができる、主に人間輸送用のトロリ
指揮者	保守用車両運転士及び転てつ器取扱者を指揮する係員（保守員除く）
大型モーターカー運転士	指揮者の指揮を受け、大型・小型のモーターカー及び軌道自転車の運転を行う係員（保守員除く）又は請負人
小型モーターカー運転士	指揮者の指揮を受け、小型のモーターカー及び軌道自転車の運転を行う係員又は請負人
特殊作業車運転士	指揮者の指揮を受け、特殊作業車（指定した車種）の運転を行う係員（保守員除く）又は請負人
転てつ器取扱者	転てつ器取扱い及び保守用車両の誘導を行う係員又は請負人
所長	保守管理所長をいう
区長等	区長又は保守管理所に所属する係長（管理係長を除く）

（保守用車両の運行指示）

第4条 保守用車両の運行は、区長等が指示する。ただし、区長等が不在の場合は、助役が指示する。

（保守用車両の指揮者、運転士及び転てつ器取扱者の指名）

第5条 区長等又は助役は、保守用車両（1 t以下のトロ及びハンドカーを除く）を運行する場合、前条に定める指示をする際に指揮者、運転士及び転てつ器取扱者を指名しなければならない。なお、請負人等の運転士及び転てつ器取扱者を指名する場合も区長等が指名するものとする。

2 請負人等が運転士及び転てつ器取扱者に従事する場合は、あらかじめ定める運行計画に従い、第8条に定める資格を有する者の中から必要となる従事者を保守用車両運行計画書兼 運転士等資格者従事許可申請書（様式－1）により申請し、所長の許可を受けなければならない。

第2章 資格・講習

（講習の実施者）

第6条 所長は、保守用車両の運行にあたる指揮者、運転士及び転てつ器取扱者の各資格について、知識及び技能を習得させるため必要となる講習を実施する。

（講師の任命）

第7条 講師は、所長が助役及び係員（保守員除く）の中から任命する。

2 所長は、講師を各保守管理所で年度ごとに任命する。また、講師任命簿（様式－2）に

記録するとともに保管する。

(資格の種類と認定条件)

第8条 保守用車両を運行する場合の、資格の種類と認定条件は次のとおりとする。

(1) 指揮者

当局の「指揮者講習」を受講し、所長が承認した係員（保守員除く）とする。

(2) 大型モーターカー運転士

他の鉄道等の類似資格・普通自動車免許又は小型モーターカー運転士の資格を所持し、その運転経験が3年以上であることを条件に、当局の「大型モーターカー運転士講習」を受講し、所長が承認した係員（保守員除く）又は請負人とする。

(3) 小型モーターカー運転士

他の鉄道等の類似資格又は普通自動車免許の資格を所持していることを条件に、当局の「小型モーターカー運転士講習」を受講し、所長が承認した係員又は請負人とする。

(4) 特殊作業車運転士

他の鉄道等の類似資格又は普通自動車免許を所持し、その運転経験が3年以上であることを条件に、当局の「特殊作業車運転士講習」を受講し、車種別により所長が承認した係員（保守員除く）又は請負人とする。

(5) 転てつ器取扱者

当局の「転てつ器取扱者講習」を受講し、所長が承認した係員又は請負人とする。

(講習の実施)

第9条 講習を実施する場合については、次のとおりとする。

(1) 係員の場合

所長は、各区の人員の配置等を十分に考慮し、係員に対し計画的に講習を実施しなければならない。

(2) 請負人等の場合

所長は、請負人等から提出された資格講習受講依頼書（様式-3）を受理した場合は、講習を速やかに実施しなければならない。

(資格講習の種類及び内容)

第10条 資格講習の種類は、指揮者講習、大型モーターカー運転士講習、小型モーターカー運転士講習、特殊作業車運転士講習、転てつ器取扱者講習とする。各講習は基礎講習と営業線講習による。

基礎講習及び営業線講習の内容については、次のとおりとする。

(1) 基礎講習の内容

種 類	内 容	
	学 科	実 技
	1 保守用車両使用要領 2 主要構造・車体性能 3 連結使用 4 非常時の処置 5 転てつ器の構造・取扱い 6 貫通制動装置の構造 7 その他必要事項	1 運転 2 連結棒取扱い 3 非常時の処置 4 転てつ器操作 5 合図方法 6 貫通制動装置取扱い 7 その他必要事項
指 揮 者	1～7について4時間	2～7について2時間
大 型 モーターカー運転士	1～4・6・7について4時間	1～3・5～7について2時間
小 型 モーターカー運転士	1～4・6・7について4時間	1～3・5～7について2時間
特殊作業車運転士	1～4・7について4時間	1～3・5・7について2時間
転てつ器取扱者	1・3～5・7について4時間	2～5・7について2時間

時間は目安

(2) 営業線講習の内容

種 類	内 容	時 間
指 揮 者	1 線路状況の確認 2 分岐器の位置確認 3 保守用車両の格納場所確認 4 資機材等の格納場所確認 5 合図方法(合図の出し方、相手への合図の向け方、合図の確認のやり方等) 6 その他必要事項	左記について2時間
大 型・小 型 モーターカー運転士	1 運転 2 線路状況の確認 3 分岐器の位置確認 4 保守用車両の格納場所確認	左記について2時間
特殊作業車運転士	5 合図方法(合図の出し方、合図の確認のやり方等) 6 その他必要事項	
転てつ器取扱者	1 取扱い方法 2 分岐器の位置確認 3 合図方法(合図の出し方、相手への合図の向け方、合図の確認のやり方等) 4 その他必要事項	左記について2時間

時間は目安

(資格の承認及び講習修了証の交付と様式)

第11条 所長は、講習修了後、受講者の適性を判断して資格を承認し、講習修了証を交付する(係員については交付を省略する)。資格承認状況は資格講習承認簿(様式-4)に記

載し保管すること。

2 講習修了証の様式は、様式－5のとおりとする。

(資格の有効期限)

第12条 資格の有効期限は、前条に定める所長の承認を得た日から5年間とする。

(資格の更新)

第13条 更新にあたっては有効期限の6ヶ月前から有効期限に達する日までの間に基礎講習及び営業線講習を受講し、所長の承認を得なければならない。

2 前項に定める期間において、第8条に定める資格の種類に応じた実務経験があることで、営業線講習を省略することができる。また、学科知識の理解度試験の結果、所要の合格点に達した場合、基礎講習を省略することができる。

(資格の取消)

第14条 所長は、資格を取得した者が、操作誤りや、合図の不徹底、分岐器の開通方向の見誤り等により、重大な事故の発生や、著しく危険な状態を発生させるなどの不適切な事由を生じさせた場合、資格を取り消すことができる。

第3章 運転細則

(保守用車両の使用手続き)

第15条 保守用車両を使用する場合の手続きは、次のとおりとする。

- (1) 区長等又は助役は、保守用車両を使用するときには、事前に関係各所と運行経路及び内容について調整しなければならない。
- (2) 区長等又は助役は、前項の調整に基づき、当日の「線閉登録システム」を作成して、運行経路及び内容、並びに運行区間上で当日行われる作業又は訓練等の場所及び内容を指揮者・運転士及び転てつ器取扱者に周知徹底しなければならない。

(保守用車両運行前打合せ)

第16条 保守用車両を使用する作業にあたっては、指揮者は、運転士、転てつ器取扱者、作業責任者及び係員に対して、運行前に入念な作業打合せを実施すること。

作業打合せにおいては、線閉登録システム、図表等を用いて以下の事項の確認を行うこと。

- (1) 運行ルート（関係保守用車両の運行ルートを含む。）及び経路上の他の作業情報
- (2) モーターカーの出区順序及び転てつ器の転換方法
- (3) 分岐器を転換して通過する際に運転士へ合図を出す者
- (4) 接近前連絡先の確認
- (5) 携行品

- 2 請負人等が実施する場合には、指揮者は、請負人等の自主管理作業責任者資格認定証、モーターカー運転士及び転てつ器取扱者の講習修了証を提示の上、本人確認を行うこと。

(保守用車両使用時の留意事項)

第17条 指揮者は保守用車両を使用するときは、時計（自営 PHS）・懐中電灯・線閉登録システムを携行しなければならない。

- 2 指揮者は保守用車両を使用するときは、運転士の運転状況を注視し、運転技能に問題がないことを確認すること。また、必要に応じて、指揮者は運転士に指導・助言を行うこと。
- 3 前項について、資格承認後に初めて営業線で運転する運転士、及び前回の運転から期間が空いているなど運転技能に不安がある運転士に対しては、指揮者は入念に確認するとともに、保守用車両を離れてはならない。

(保守用車両の使用時間帯)

第18条 保守用車両の使用時間帯は、原則として保守作業施行間合（き電停止からき電開始20分前まで）の時間帯で、別に定める横浜市高速鉄道線路閉鎖取扱規程に基づく線路を閉鎖する手続きをとった間とする。

ただし、事故、地震、風水害その他の災害等が発生し、復旧等のため線路を閉鎖する手続きをとった区間内の場合はこの限りではない。

- 2 車両基地にて保守用車両を使用する場合（編成変えを含む）は、必要により基地信号扱所と検車区、検修区又は修繕工場に連絡を取り、基地信号扱所の許可を得て進路、開通方向を確認し使用する。

(保守用車両の運転速度)

第19条 保守用車両は運行安全上、次の速度を超えて運転してはならない。

運行場所	速度(km/h)	備 考
一般部	40	見通し距離が悪い場合や下り勾配箇所を運転する場合、その他編成及び積載重量等を考慮して、適宜減速するものとする。
ホーム部	20	
分岐部	10	

(照明灯及び回転灯)

第20条 モーターカー等を運行するときのモーターカーの照明灯及び回転灯の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 進行方向の照明灯は、原則として点灯しなければならない。
- (2) 回転灯は、原則として常時点灯させるものとするが、夜間の地上部では、沿線の環境等に配慮して、消灯することができるものとする。

(合図の種類と方法)

第21条 合図の種類と方法は次のとおりとする。(図-2参照)

(1) 転てつ器取扱者及び係員等からモーターカー等に対して行う合図の方法

- ア 進行させる場合 進行してくるモーターカー等に対し、相手からよく見える位置で、懐中電灯又は合図旗を円形に振りモーターカー等運転士に知らせる。懐中電灯を用いる場合は、光源を運転士の正面に向けること。(軌間内にいる場合は、モーターカー等の接近前に必ず軌間外に待避する)
- イ 停止させる場合 進行してくるモーターカー等に対し、相手からよく見える位置で、懐中電灯又は合図旗を左右に振りモーターカー等運転士に知らせる。懐中電灯を用いる場合は、光源を運転士の正面に向けること。(急停止の場合は急激に振る。)
- ウ 徐行させる場合 進行してくるモーターカー等に対し、相手からよく見える位置で、懐中電灯又は合図旗を上下に振りモーターカー等運転士に知らせる。懐中電灯を用いる場合は、光源を運転士の正面に向けること。(軌間内にいる場合は、モーターカー等の接近前に必ず軌間外に待避する)

(2) 駅職員からモーターカー等に対して行う合図の方法

- ア 進行させる場合 緑色灯を現示する。
- イ 停止させる場合 赤色灯を現示する。
- ウ 徐行させる場合 緑色灯を明滅させる。

(3) モーターカー等の合図の方法

ア 警笛合図の場合

- | | | |
|-------------|-------|-------------|
| (ア) 発進するとき | — | 短急一声 (指差確認) |
| (イ) 注意を促すとき | — — | 長緩二声 |
| (ウ) 緊急時 | — — — | 連続又は連打 |

イ 照明灯の点滅による合図の場合

- (ア) 発進するとき 点滅1回 (指差確認)
- (イ) 転てつ器取扱者及び係員等からの合図に対する了承合図 点滅2回

(4) その他注意事項

- ア 作業場所を通過する場合は、相手方に接近を知らせ、注意を促さなければならない。
- イ モーターカー等の合図は、警笛合図を基本とし、夜間の地上部では、沿線の環境等に配慮して照明灯の点滅による合図を使用すること (緊急時は除く)。
- ウ 合図を行った場合は、相手の確認が得られるまで継続すること。

(使用区間に複数運行する場合の注意)

第22条 複数の保守用車両を同一区間内で運行させる場合は、次の各号により、安全運行に努めなければならない。

- (1) 指揮者は、他の保守用車両の指揮者及び自らの保守用車両の運転士、転てつ器取扱者、作業責任者及び係員に対し、出発前に打合せ内容を周知すること。
- (2) 保守用車両の運転士は、相互に十分な間隔において運転し、特に曲線及び勾配等で見通しが悪い場所での後続保守用車両は、減速する等十分注意して運転すること。
- (3) 指揮者は、先行保守用車両が退行するときは、後続保守用車両と対向となる恐れがあるので、相互に連絡を取り合ったうえで、後続保守用車両の位置を把握し、徐行運転が必要となる区間等を判断すること。
- (4) 複数の保守用車両の接近が想定されるときは、指揮者同士が連絡を取ったうえで接近すること、また、接近時には照明灯の点滅又は警笛合図を行い、徐行運転を行うこと。

(作業場所等を通過する場合の注意)

第23条 線路内における作業又は訓練等の実施区間を通過する場合は、次の各号を全て満たさなければならない。

- (1) 警戒灯又は作業者を確認した場合は最徐行し、警笛等により相手方に注意を促すこと。ただし、相手方から停止合図を受けた場合又は合図がない場合は作業場所の手前で一旦停止すること。
- (2) 相手方から進行合図又は徐行合図を受けた場合は、徐行して通過すること。
- (3) (1)により一旦停止した場合は、相手方から進行合図又は徐行合図を受けるか、相手方の作業責任者に連絡を取り通行の許可を受けた上で、徐行して通過すること。
- (4) 移動作業の実施区間に入る場合は、事前に指揮者は作業責任者に通過の連絡を行うこと。

(駅を通過する場合の注意)

第24条 駅を通過する場合は、次の各号を全て満たさなければならない。

- (1) 注意しながら徐行し、ホーム上に警戒灯又は作業者を確認した場合は、警笛等により相手方に注意を促すこと。ただし、相手方から停止合図を受けた場合は一旦停止すること。
- (2) 相手方から進行合図又は徐行合図を受けた場合は、徐行して通過すること。
- (3) (1)により一旦停止した場合は、相手方から進行合図又は徐行合図を受けるか、相手方の作業責任者に連絡を取り通行の許可を受けた上で、徐行して通過すること。

(使用区間を変更する場合の措置)

第25条 やむを得ず線閉登録システムに記載されていない区間で保守用車両を使用する場合、指揮者は総合司令所と連絡・調整を取り合い、他に支障のない場合に限り区間を変更する事ができる。また変更にともない、関係する作業責任者等及び指揮者に事前に連絡しなければならない。この際、あらかじめ区長等又は助役に報告し承認を受けること。

(停車及び格納時の処置)

第26条 保守用車両を停車又は格納する場合は、運転士は転動しないように制動装置を緊締したうえ、必ず手歯止めをしなければならない。

(連結及び解除)

第27条 保守用車両を連結する場合は、所定の連結器、連結ピン及び連結棒を使用すること。また、指揮者及び運転士は、確実に連結していることを確認すること。

2 保守用車両の連結を解除する場合は、急曲線や急勾配の場所を避けること。また、連結及び解除にあたっては、必ず手歯止めをしなければならない。

3 モーターカーと貫通制動装置を有している普通作業車を連結して運行する場合は、必ず貫通制動装置を使用しなければならない。ただし編成の組み換え作業は除く。

(分岐器を通過する場合の注意)

第28条 運転士は、保守用車両が分岐器を通過するときは、分岐器の手前で最徐行、又は一旦停止し、指揮者又は転てつ器取扱者の進行合図を受けた後、指揮者及び運転士が、開通方向を目視し指差呼称確認後、進行すること。

(転てつ器の取扱い)

第29条 転てつ器の転換操作は、次のとおりとする。

- (1) ポイント部に異物がないことを確認すること。
- (2) 手回しハンドルで転換し、矢印が所定の位置にあることを確認すること。
- (3) 開通方向及び接着・密着状態を確認後、合図を行い、保守用車両を通過させること。また、通過中は手回しハンドルを抜いてはならない。
- (4) 保守用車両通過後は、すみやかに手回しハンドルで手動操作前の位置に戻し、接着・密着を確認すること。
- (5) 表示窓内の矢印が、所定の位置にあることを確認したうえで、手回しハンドルを抜き、挿入蓋を完全に閉じ、施錠すること。
- (6) 可動式横取り装置を使用する際は、「可動式横取り装置取扱い要領」に定める操作手順とすること

(緊急時の措置)

第30条 保守用車両の使用時間帯における緊急時の措置は、次のとおりとする。

- (1) 指揮者は、保守用車両の使用時間帯を超える恐れのあることがわかった場合は、すみやかに総合司令所に予告すること。併せて、状況を所長又は区長に報告すること。
- (2) 保守用車両を所定の留置場所に格納することが困難な場合は、総合司令所に連絡・調整した後、列車の運行に支障がない場所に格納しなければならない。

第4章 保守用車両検査整備基準等

(定期検査)

第31条 モーターカー等の機関・伝達装置・制御装置・ブレーキ・台車・連結装置及び各種計器の検査は、1年に1回実施しなければならない。

検査を実施したときは、日付・検査内容等を記録し、5年間保管しなければならない。
なお、休車のものについては検査を省略することができる。

(月例点検)

第32条 モーターカー等の機関・伝達装置・制御装置・ブレーキ・台車・連結装置及び各種計器の点検は、1月に1回実施しなければならない。点検を実施したときは、日付・検査内容等を記録すること。

(始業前点検)

第33条 モーターカー等の使用前には、各装置の機能状況のほか、空気・油等の漏れの有無と燃料の点検を入念に行い、日付・検査内容等を記録すること。

(保守用車両の規格及びその他)

第34条 保守用車両の規格は次のとおりとする。

- (1) 車両限界を超えないこと。
- (2) モーターカーの車体には、重量・最大積載荷重及び最大牽引荷重を明記すること。
- (3) モーターカー等には、手歯止め、消火器及び脱線復旧用ジャッキを備え付けておくこと。

(請負人等が所有するモーターカー等の使用許可)

第35条 請負人等が所有するモーターカー等を使用する場合、所長は、保守用車両運行計画書・車検証又は検査整備記録簿（6か月以内）及びモーターカー等と車両限界の関係図等を添付したものを提出させ、規格及び性能等を確認して、必要に応じて試運転を行い、使用を許可するものとする。

附 則

この心得は、平成17年7月1日から施行する。

尚、トロッポ使用心得（平成3年3月1日電車部達第5号）、トロッポ運転細則（平成3年3月1日電車部達第6号）、工事中トロッポ使用細則（平成3年3月1日電車部達第7号）及びモーターカー運転講習実施要領（平成7年6月1日電車部達第9号）は廃止する。

附 則

この要領は、平成 24 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 6 月 9 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 11 月 1 日から施行する。

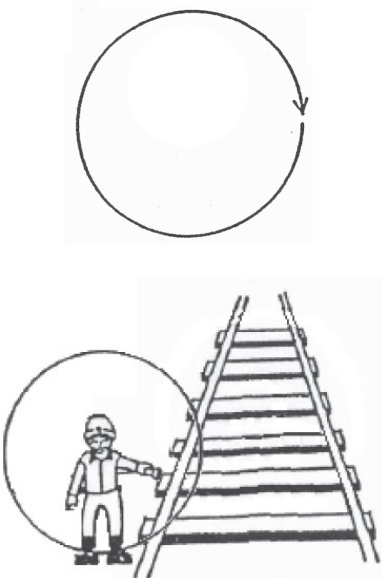
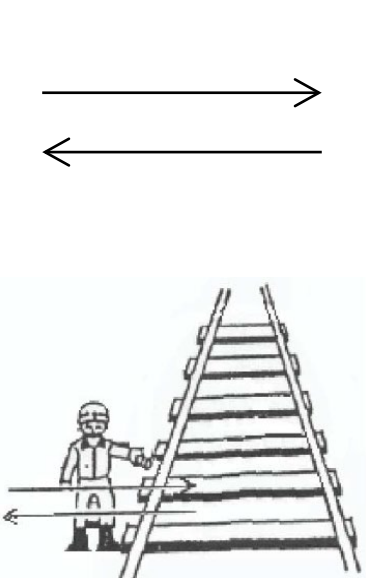
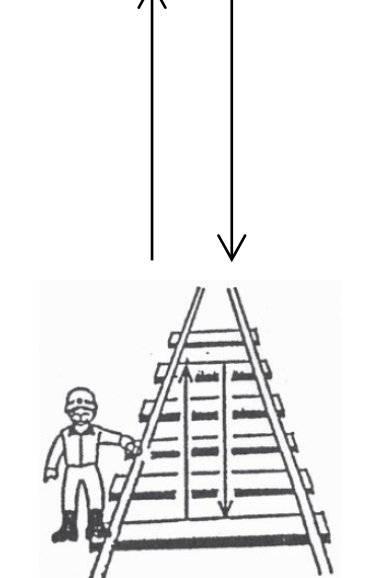
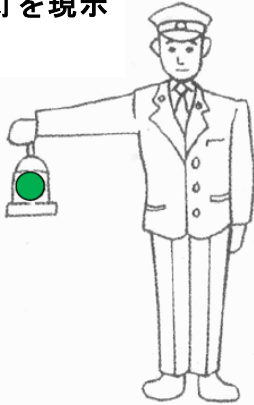
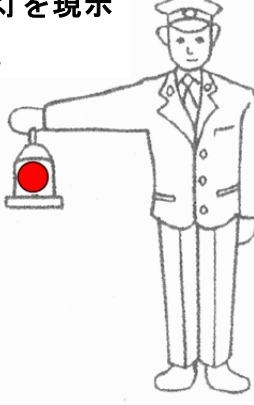
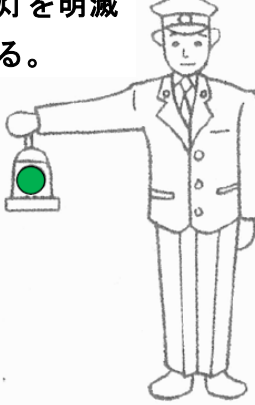
附 則

この要領は、令和 5 年 8 月 1 日から施行する。

保守用車両の定義



モーターカー等に対する合図方法

	進 行	停 止	徐 行
転てつ器取扱い者 及び 係員	 <p>進行してくるモーターカー等に対し、相手からよく見える位置で、懐中電灯又は合図旗を円形に振りモーターカー等運転士に知らせる。懐中電灯を用いる場合は、光源を運転士の正面に向けること。</p> <p>(軌間内にいる場合は、モーターカー等の接近前に必ず軌間外に待避する)</p>	 <p>進行してくるモーターカー等に対し、相手からよく見える位置で、懐中電灯又は合図旗を左右に振りモーターカー等運転士に知らせる。懐中電灯を用いる場合は、光源を運転士の正面に向けること。</p> <p>(急停止の場合は急激に振る)</p>	 <p>進行してくるモーターカー等に対し、相手からよく見える位置で、懐中電灯又は合図旗を上下に振りモーターカー等運転士に知らせる。懐中電灯を用いる場合は、光源を運転士の正面に向けること。</p> <p>(軌間内にいる場合は、モーターカー等の接近前に必ず軌間外に待避する)</p>
駅 職 員	緑色灯を現示する。 	赤色灯を現示する。 	緑色灯を明滅させる。 
駅職員が軌道内に立ち入って作業する場合は、進行してくるモーターカー等に対して、保守職員と同様の立ち位置で合図すること。			